

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p data-bbox="475 421 1477 521">扶養控除の見直しが行われる際には、現行の扶養控除や特定扶養控除が家庭の教育費負担の軽減に資している現状を踏まえ、より一層負担が軽減されるよう、税制上の配慮を行う。</p> <table border="1" data-bbox="900 842 1442 969"> <tr> <td data-bbox="900 842 1117 969">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1117 842 1442 969">－ 百万円 （▲346,366 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	－ 百万円 （▲346,366 百万円）
減収見込額 （平年度）	－ 百万円 （▲346,366 百万円）			

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

家庭の教育費負担の軽減に係る税制上の措置を講じることにより、国民が、その経済的事情を心配することなく、安心して子どもに適切な教育を受けさせることができる環境を整備する。

(2) 施策の必要性

我が国の教育費の私費負担割合は諸外国と比較して高く、また、内閣府「社会意識に関する世論調査」調査によると、子育ての辛さの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」を挙げた者の割合が、全体の4割を超え、全10項目中第1位となっており、また、その割合が一貫して増加傾向（16年：39.1% → 17年：39.2% → 18年：39.8% → 19年：42.4% → 20年：45.8%）にあるなど、教育費に対する国民の負担感が非常に大きいことが明らかになっている。

また、現行の扶養控除やその上乗せ措置である特定扶養控除は、これまで、教育費を含めた経済的負担の軽減に一定の役割を果たしてきた。仮に所得税・住民税において扶養控除及び特定扶養控除が単純に廃止され、代替の軽減措置が全く導入されなかった場合、平均的な家庭（世帯主50歳～59歳、年収約730万円（出典「平成20年国民生活基礎調査」）、夫婦と高校生と中学生の子ども2人）では約18万円の増税になり、国民の負担が増加することになる。

以上の状況を踏まえれば、扶養控除の見直しが行われる際には、現行の扶養控除や特定扶養控除が家庭の教育費負担の軽減に資している現状を踏まえ、より一層負担が軽減されるよう、税制上の配慮を行うことが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」（平成17年3月）によれば、「扶養控除は子育て支援として役立つと思うか」との設問に対し、75.4%の者が「とても役立つと思う、又は役立つと思う」と回答している。

本要望は、所得税及び住民税について、扶養控除及びその上乗せ措置である特定扶養控除による教育費負担の軽減効果がより一層高まるよう、税制上の配慮を行うものであることから、教育費に対する国民の負担感の軽減に資するものと考えられる。

また、我が国の長期的な発展のためには出生率の回復が必要不可欠であるが、我が国の平成20年の合計特殊出生率は1.37と、世界的に見ても低い水準となっており、国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」（平成18年6月）によれば、理想子ども数よりも予定子ども数が少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（65.9%）が第1位として挙げられているところである。

このように、国民が、その経済的事情を心配することなく、安心して子どもに適切な教育を受けさせることができる環境を整備するため、家庭の教育費負担の軽減に係る税制上の措置を講じることが政策的優先度が極めて高く、重点的に取り組むべき施策である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	<p>政策目標 1 生涯学習社会の実現 国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>施策目標 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大</p>
	政策の達成目標	
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>地方税（個人住民税）についても、平成 22 年度税制改正において同内容の措置を要望。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>高校の実質無償化 平成 22 年度概算要求 462,375 百万円</p> <p>国立大学法人運営費交付金 平成 22 年度概算要求 1,170,786 百万円</p> <p>私立大学の経常費補助 平成 22 年度概算要求 322,182 百万円</p> <p>私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助 平成 22 年度概算要求 104,293 百万円</p> <p>（うち、授業料減免等支援 平成 22 年度概算要求 1,120 百万円</p> <p>大学奨学金等の充実にむけた無利子奨学金貸与人員の増などの取扱いについては、今後の予算編成過程で検討する</p> <p>【事項要求】</p>
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置と税制上の措置とが相まって、家庭の教育費負担が一層軽減される。</p>	
これまで の実績と効果に 関連する事項 の適用	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度 特定扶養控除の拡充 ・平成11年度 特定扶養控除の拡充 ・平成13年度 教育費に係る負担軽減のための税制上の配慮 ・平成19年度 扶養控除の見直しによる家庭の教育費負担の軽減のための税制上の配慮 ・平成20年度 特定扶養親族に係る教育費控除制度の創設 ・平成21年度 家庭の教育費負担の軽減（特定扶養控除の拡充等） 	